



ストーマ装具の預託について

岩手県復興防災部防災課

ストーマ装具の預託の必要性について

「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針
(令和6年12月改訂) (内閣府(防災担当))」

によれば、

「要配慮者が必要とする育児・介護・医療用品や、日常生活上の支援を行うために必要な紙おむつ、ストーマ用装具等の器材について、備蓄又は調達体制の構築を検討しておくこと。」

とされている。

- 第1 平時における対応
- 5 要配慮者に対する支援体制
- (3)

抜粋

ストーマ装具の預託の必要性について

しかしながら、自治体におけるストーマ装具の備蓄は、
ストーマ装具の種類やサイズが多種多様であることから、
難しい。



オストメイトが普段、使用しているストーマ装具を自治体
に預ける（預託する）ことで、災害により、自宅などで備
蓄しているストーマ用装具が使用できなくなることに備え、
避難所等で使用することができる。

ストーマ装具の預託の実施事例

滝沢市災害時ストーマ用装具保管事業

ページID：00817 更新日：2024年08月06日

人工肛門・人工膀胱を造設されている方（オストメイト）が、地震などの災害により、自宅などで備蓄しているストーマ用装具が使用できなくなることに加え、避難所等で使用することを目的として、希望する方のストーマ用装具（衛生用品を含む）を滝沢市で保管します。

対象者

市内在住で、人工肛門・人工膀胱を造設しており、日常生活においてストーマ用装具を使用する方

保管場所

滝沢市役所地域福祉課内（1階）

申請方法

申請書と保管用票を持参の上、滝沢市役所1階6番窓口の地域福祉課にお越しください。

約7日間の普便袋・普便袋及びそれに付随する衛生用品をA4サイズ程度の透明な袋にまとめてお持ちください。

※申請書は地域福祉課窓口で用意しているほか以下からもダウンロードできます。

保管期限

申請の翌月から起算して1年間

- 9月1日（防災の日）を基準日とするため、初年度はその年の8月31日までとなります。
- 更新のお知らせは行いません。
- 市は、ストーマ用装具などの品質管理などの責任を負いません。
- 保管期間を超えて入替えをしなかった場合は、市の判断で処分させていただきます。

申請書様式・案内チラシ

-  [災害時ストーマ用装具保管（更新）申請書基返却申請書（DOC）](#)
-  [【チラシ】災害時ストーマ用装具保管事業（令和6年1月～）（DOCX）](#)



このページに関するお問い合わせ先

福祉部地域福祉課（障がい福祉）

電話：019-656-6517

ファックス：019-687-4318

災害時に備えてストーマ装具をお預かりします（奥州市災害時ストーマ装具保管事業）



更新日：2025年01月16日

ページID：15020

人工ぼうこう、人工肛門を造設したオストメイトの方は、排泄のために常時ストーマ装具を使用されていますが、装具には多くの製品があり、個人によって適合するものが異なります。

災害時、自宅においてあるストーマ装具が使えなくなったり、供給に影響が生じて入手困難となったとき、他の製品で代用することが難しいため、有効な対策として、各自が自宅以外の場所にもストーマ装具を分散して保管することをお勧めしております。

市では、災害時に備えるため、個人が使われているストーマ装具を事前にお預かりし、必要ときに返却いたします。

対象者

奥州市内在住でストーマ装具を使用している方

保管場所

奥州市役所 本庁2階 福祉課（障がい者支援係）

利用料

無料

保管期間

預けた日から1年間

※保管期間終了のお知らせは特にいたしません。

※1年を過ぎたストーマ装具は市の判断で処分することがありますのでご了承ください。

※途中で入れ替えた場合は、入れ替えた日から1年間

保管物品

- ・ストーマ装具
- ・アクセサリ（テープ、リムーバー、洗浄剤など）
- ・消耗品（ごみ袋、手袋など）

※保管物品は、ポーチ、ケース、袋など（縦30cm×横30cm以内、口が閉じるもの）に入れ、氏名、生年月日、住所、連絡先電話番号が分かるようにしてください。（名札やラベルを貼るなど）

※保管する数量は1～2週間程度を目安にしてください。

引用元 滝沢市 HP

引用元 奥州市 HP